

令和5年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 3 月 8 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針及び行政報告
- 第5 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 議案第2号 町道路線の認定について
- 第7 議案第3号 町道路線の廃止について
- 第8 議案第4号 令和4年度四万十町一般会計補正予算（第8号）
- 第9 議案第5号 令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第6号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第7号 令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第8号 令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第9号 令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第10号 令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第11号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第12号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第13号 令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第14号 令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第15号 令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第16号 四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について

- 第21 議案第17号 四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について
第22 議案第18号 四万十町情報公開条例について
第23 議案第19号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第24 議案第20号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第25 議案第21号 四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について
第26 議案第22号 四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例について
第27 議案第23号 令和5年度四万十町一般会計予算
第28 議案第24号 令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
第29 議案第25号 令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
第30 議案第26号 令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
第31 議案第27号 令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
第32 議案第28号 令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
第33 議案第29号 令和5年度四万十町介護保険事業特別会計予算
第34 議案第30号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
第35 議案第31号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算
第36 議案第32号 令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
第37 議案第33号 令和5年度四万十町下水道事業特別会計予算
第38 議案第34号 令和5年度四万十町水道事業会計予算
第39 請願・陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第39まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（16名）

1番	水間 淳一 君	2番	橋本 章央 君
3番	中野 正延 君	4番	林 健三 君
5番	堀本 伸一 君	6番	山本 大輔 君
7番	武田 秀義 君	8番	村井 眞菜 君
9番	緒方 正綱 君	10番	中屋 康 君
11番	田邊 哲夫 君	12番	伴ノ内 珠喜 君

13番 佐竹将典君

14番 古谷幹夫君

15番 下元真之君

16番 味元和義君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
----	-------	-----	------

政策監	大元学君	会計管理者	細川理香君
-----	------	-------	-------

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池上康一君	危機管理課長	西岡健二君
------------------	-------	--------	-------

企画課長	川上武史君	農林水産課長	佐竹雅人君
------	-------	--------	-------

にぎわい創出課長	小笹義博君	税務課長	戸田太郎君
----------	-------	------	-------

町民課長	今西浩一君	建設課長	竹内幸喜君
------	-------	------	-------

健康福祉課長	長森伸一君	高齢者支援課長	三本明子君
--------	-------	---------	-------

環境水道課長	小嶋二夫君	教育長	山脇光章君
--------	-------	-----	-------

教育次長	浜田章克君	生涯学習課長	味元伸二郎君
------	-------	--------	--------

学校教育課長	岡英祐君	農業委員会事務局長	西田尚子君
--------	------	-----------	-------

代表監査委員	田邊幹男君	総務課財政班長	片岡丈明君
--------	-------	---------	-------

大正・十和診療所事務長	国澤豪人君	特別養護老人ホーム事務長	三宮佳子君
-------------	-------	--------------	-------

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北村耕助君	町民生活課長	田邊真司君
-----------	-------	--------	-------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富田努君	町民生活課長	畦地永生君
-----------	------	--------	-------

~~~~~

事務局職員出席者

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 長谷部卓也君 | 次長 | 正岡静江君 |
|------|--------|----|-------|

|    |       |
|----|-------|
| 書記 | 友永龍二君 |
|----|-------|

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 5 年第 1 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5 番堀本伸一君及び12番伴ノ内珠喜君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 3 月 6 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） おはようございます。議会運営委員会より、会期日程について協議の結果をご報告します。

第 1 回定例会会期は本日 3 月 8 日から 3 月17日までの10日間とすることに決定しました。なお、一般質問については、3 月14日に 4 名、15日に 4 名、16日に 2 名の計10名となっております。

以上、簡単ですがご報告します。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 3 月 8 日から 3 月17日までの10日間です。

お諮りします。

令和 5 年第 1 回定例会の会期は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 5 年第 1 回定例会の会期は本日から 3 月17日までの10日間とすることに決定しました。

会期中の会議予定等については、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

1月2日に窪川四万十会館で開催されました令和5年四万十町二十歳の集いに議長ほか12名の議員が出席しました。

議長が出席しました式典等の件についてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、施政方針及び行政報告を行います。

町長より、施政方針及び行政報告を行いたい旨の申出があっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、施政方針を述べたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和5年3月四万十町議会定例会が開催されますことを、厚く御礼を申し上げます。また、令和5年度の予算案及び議案を提出するに当たり、町政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、厚く御礼を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様方には、町政運営に対し温かいご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

昨年4月の町長選挙において、今後4年間の町政を引き続き担当することになり、その後、5月に開かれました令和4年第2回臨時会において、3期目となる町政運営の所信を述べたところです。

その際の内容とも重複しますが、引き続き第2次四万十町総合振興計画で掲げる目指すまちの将来像に向け、これまでの好循環の兆しをしっかりと継承・発展させつつ、本町の課題を克服し、更なる発展と活性化、にぎわいの創出に向け、新たな取組にも着手していきたいと考えております。具体的には、主に事業承継の推進や農山村地域への若者の定住促進と、災害に備えた命を守る対策の推進について積極的に進めていきたいと考えており

まして、その後の定例会においても、行政報告を通じて状況をお伝してきたところです。

2期8年余り担当しましたが、地方創生という追い風の中で、移住定住・地産外商の推進、都市と農村との交流促進等により、四万十町のブランド力も高まっております。中でも、全国魅力度ランキングでは、四国内で常に1位または2位に位置付けられていることや、住みたい田舎ベストランキング（若者世代が住みたい田舎部門）では1位を獲得するなど、全国的にも高い評価を得ております。

令和5年度においても、こうしたブランド力や町の強みを生かし、先ほど申し上げた政策はもとより、引き続き移住定住対策の推進や地産外商、子育て支援の充実、人材育成施策の推進など、活力あふれる四万十町の創造に向けて、全身全霊で取り組みたいと思いますので、町民の皆様や議員各位のご支援・ご協力をお願いします。

積極的に進めていくとして一つ目に掲げました事業承継については、事業主の高齢化が進み、後継者がいないといった声がある中で、地域サービスや雇用が失われる危機感を抱いており、公約の柱の一つとして推進しております昨年10月から商工会と共に各地域で26の店舗や事業所から聞き取り調査を実施しましたら、中には事業を承継しても良いといった意見も見受けられますが、事業承継について具体的に意識していないといった店舗も多く、店主の高齢化が進む中で、いよいよ地域にとって必要なお店がなくなる可能性もあるのではないかと危惧しています。

今後は、引き続き聞き取り調査を進め、現状を把握するとともに、事業者への事業承継に対する啓発を行うほか、事業承継をしたいといった意向などがありましたら、高知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携をして、町内での承継希望者探しを行うなどの対応に努めるとともに、町として具体的な支援策などを検討してまいります。

次に掲げました農山村地域への若者の定住促進については、これまで進めてきた子育て支援策の拡充・強化とともに、まちづくりの要となる農山村地域の担い手確保と、定住による集落機能の維持活性化に向けた仕組みを構築していきたいと考えております。

特に子育て支援策については、これまでも他の自治体以上に手厚い支援策を講じてきたものと認識していますが、その成果を確かなものとしていくためには、国や県の取組とともに歩調を合わせながら、これまで以上に成果にこだわった施策を展開していく必要があります。具体的には、この町で子育てをしていくことに対する経済的負担や不安感を払拭させ、この地で自信を持って子育てしていける環境づくりとして、医療費助成の対象年齢拡大や給食費の無償化など各種助成制度の創設・拡充などを図ります。

併せて、子育て世帯を農山村地域へと誘導し、そこで生まれ暮らしてきた方々が将来にわたって住み続けていただくことで、担い手の確保と集落機能の維持活性化を図っていきたいと考えており、このための具体的な施策として、子育て世帯が住宅を取得する際の支援や農山村地域への子育て支援住宅の整備など、この後の提案理由でご説明する令和5年度当初予算において、所要の予算措置を講じています。

農山村地域への若者の定住促進については、昨年6月や12月定例会の行政報告でもお伝えしてきたところですが、これらを実現するためには、経済的な支援に加え、町民の皆様のご理解と、町を挙げて子育てを支援しようとする雰囲気づくりや支援体制なども重要です。子育てしやすい・住み続けたいと思えるまちづくりと、農山村地域への若者の定住促進に向け、町民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

三つ目に掲げた災害に備えた命を守る対策の推進では、津波浸水想定区域における避難対策、土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊対策、町全域にわたっての命を守る対策の三つを中心に対策を講じております。

また、津波浸水想定区域における避難行動要支援者の避難対策では、要配慮者に対しそれぞれの状況に応じた個別避難計画の策定や避難訓練を実施し、避難が困難な方に対しては引き続き具体的な支援策を検討してまいります。また、避難場所でも応急期に必要な各種機能の強化を行っております。

次に、土砂災害を防止するための急傾斜地崩壊対策としては、災害時に避難場所が使えないといった事態が起こらないよう、2次避難所を主とした土砂災害特別警戒区域の対策を進めております。

最後に、町全域にわたる町民の皆様の命を守る対策では、地域防災計画の点検・見直しや災害対策本部機能の強化を目的とした設置訓練を定期的を実施していきたいと考えております。また、発災時における燃料供給体制では、自家給油施設を消防本署の敷地内に整備し、来年度より流動備蓄として運用します。

このような公助としての対策に加え、実際に災害が発生した際には、自主防災組織の皆様に、地域における初期活動や自助・共助の中心的な役割を担っていただく必要があります。また、この役割を迅速かつ的確に担っていただくためには、日頃から各避難所の開設訓練や避難所の運営計画の見直しを繰り返すなど、地域の防災力向上につながる取組を継続的に実施していただく必要があります。引き続き町民の皆様の命を守る対策をしっかりと進めていきたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解・ご協力と、各ご家庭にお

いても災害に備えた日頃からの対策をよろしくお願いします。

以上が、昨年5月の所信表明で申し上げた新たな取組となりますが、このほかにも国や県の動向に合わせて、次の取組にも積極的に進めたいと考えております。

まず、新型コロナウイルスへの対応については、感染拡大から約3年が経過し、感染症対策におけるマスク着用の在り方や感染症法上における分類の見直しが行われるなど、新型コロナウイルス感染症対策は併存、いわゆる「ウィズコロナ」に向け、新たな段階へと移行しつつあります。こうした中、我が四万十町においても、十分な感染症対策を講じつつ、経済活動を徐々に再開させていく必要があります。

本町の豊富な食材や観光資源を生かしたイベント等の開催、NHK連続テレビ小説「らんまん」を契機とした高知県の取組との連携、町内周遊の促進、外商活動の展開、中心市街地の活性化など、感染症対策に配慮しつつも、直近の観光振興や経済活動の活性化に取り組むことで、徐々に新型コロナウイルス感染症禍前のにぎわいと地域経済の活力を取り戻していきたいと考えております。

併せて、高速道路の延伸を見据えた観光交流拠点施設を道の駅あぐり窪川の後背地に整備するとともに、これと歩調を合わせながら、花とみどりをテーマとした活動を町内に展開していくなど、先を見据えた中・長期的な観光施策の展開に取り組むことで、町の観光基盤をしっかりとしたものとし、町の経済の着実な回復に向けて歩みを進めていきたいと考えております。

次に、昨年12月、国においてまち・ひと・しごと創生総合戦略が抜本的に改定され、新たな総合戦略としてデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。この新たな総合戦略では、デジタルの力を活用して地方創生の取組を加速化・深化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとされております。こうした国の動きを受け、本町でも令和4年度に四万十町情報化推進計画を策定し、デジタル技術を活用した住民の利便性向上に取り組むなど、マイナンバーカードの利活用も含めた住民サービスの向上を目指していきたいと考えております。

このほかにも、これまで進めてきた人材育成や教育・福祉の充実、地場産業の振興、さらには文化的施設によるまちづくりの拠点・生涯学習の拠点づくり、町なかの再生など、町民の皆様の福祉向上と町政発展に向け、その道筋をより確かなものにしていかなければなりません。そのためには、本町が抱える課題に対して前例や固定概念に捉われず、新たな視点と発想で検証・改善を行うとともに、めり張りの効いた予算編成と施策の展開によ

り、これまで以上に成果にこだわった取組にしていきたいと考えております。

以上、令和5年度の町政運営に当たり、特に重要な点について私の考えを述べました。町民の誰もが、四万十町に住んで良かったと思えるまちづくりに向けて精一杯取り組みたいと考えております。

続いて、令和5年度当初予算案の概要について申し上げます。

本町の予算編成の目安となる国の予算案は、足元の物価高を克服し、経済再生の実現に向け、人への投資、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速など、重要な政策課題についてめり張りの効いた予算編成を行うとしております。

地方財政についても、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和4年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしております。

また、県の当初予算案については、新型コロナウイルス感染症禍後に向け、デジタル化、グリーン化、グローバル化の三つの視点から施策を強化し、物価高騰対策や「らんまん」の放送を契機とした観光振興など、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行するため、積極型の予算が維持継続されております。

このような情勢の下、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しつつ、これまでに取り組んできた各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要です。

このため、令和5年度はエネルギーや食料価格の高騰による厳しい環境の中で、まちづくり推進のために欠かすことのできない施策である移住定住推進や子育て支援施策の充実など、第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現や、公約の実現に向け編成をしております。

この結果、一般会計当初予算額は208億7,000万円となり、前年度当初と比較して19億3,600万円、10.2%の増加となっています。このうち、ふるさと納税関連予算は、返礼品や事務費、基金への積立金で合わせて20億3,700万円となり、ふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は188億3,300万円となっております。

なお、町の預金に当たります積立基金残高は、前年度末から6億3,657万円減少し、123億7,100万円を見込み、また町の借金に当たる町債残高は27億8,489万円増加し、211億

186万円の見込みとなっております。文化的施設整備事業や子育て支援施策の拡充等に伴い基金残高が減少する一方、町債残高が増加傾向となっておりますが、財政シミュレーション等を行い、今後も引き続き健全財政を維持できる見込みとなっております。

また、一般会計のほか10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模は、会計間の重複分を差し引くと269億1,454万円となり、前年度当初と比較して15億9,418万円、6.3%の増加となっております。

以上が令和5年度当初予算案の概要となりますが、今後も「アフターコロナ」の新しい社会変革にも対応しつつ、第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

続いて、行政報告を申し上げます。

先の12月定例会以降の主要な行政運営等に関してご報告します。

まず、マイナンバーカードの取得促進についてです。本年2月末現在におけるマイナンバーカードの申請率は、全国平均が74.8%、四万十町は、全国1,741自治体中第23位、85.6%で、県内第1位となりました。この間、本町では、1月末に未申請者へ勧奨文書を発送し、2月からは申請受取交付手続の休日対応なども行いながら、より一層のカードの普及に取り組んでおり、直近の未申請者は約1,800人となっています。国のマイナポイント事業の対象となるカードの申請期限は既に経過しておりますが、本町の町商品券事業については、この3月31日までにカードの交付を申請いただいた方を対象としておりますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告をします。政府は、本年1月27日に、新型コロナウイルスの感染法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることと決定しました。また、マスクの着用については、3月13日から屋内屋外を問わず個人の判断に委ねるとした上で、医療機関を受診する際や、混雑した電車やバスに乗る際などにはマスクの着用を推奨するなどとした方針を決定しております。第8波の感染拡大は県内では1月上旬にピークを迎え、以降、徐々に感染者数は減少しておりますが、昨日の高知県内の感染者数は125人で、感染者は毎日確認されており、中にはお亡くなりになられている方も確認され続けております。

感染者が増加すれば医療全体への負担が増えることが見込まれるため、今後も、症状がある方や感染者本人、同居する家族に感染者がいる方は、周囲に感染が広がらないよう外出を控え、通院などでやむを得ず外出する場合は、人混みを避け、マスクを着用するよう

求めていきたいと考えております。

次に、新型コロナワクチン接種については、昨年10月から開始したオミクロン株対応ワクチンの接種で、2回目の接種を完了した12歳以上の方を対象に現在もワクチン接種を進めております。2月末時点のオミクロン株対応ワクチンの接種済み者は7,461人で接種率は51.8%、感染により重症化リスクが高いとされる65歳以上の方の接種率は67.9%となっております。また、昨年9月に接種を開始した5歳から11歳までの小児用ワクチンの3回目接種者は61人で、12月から接種を開始した生後6か月から4歳までの乳幼児用ワクチンの接種者は5人となっております。

令和5年度の新型コロナワクチン接種については、令和4年度と同様に無償で接種を進める方向で検討されております。本町においても、医療機関に協力をいただきながら本年度同様の接種体制を維持し、4月以降も対象者への接種を進めてまいります。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、急遽大会の中止が決定されました四十川桜マラソンについては、現在、日本国内において感染拡大が落ち着きを見せているため、十分な感染症対策を行った上で、本年3月26日に第15回大会を開催することが決定され、参加者の募集を行いました。最終的には1,012人のランナーから申し込みいただき、当日に向け準備を進めています。しかし、同大会実行委員会では、今後も同新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を見極めながら慎重に協議し、開催日までに感染者数が大幅に増加するなど、開催が困難となった場合には中止とする方針が決定されております。町民の皆様におかれましては、ボランティアや感染予防に配慮した応援等のご協力をお願いします。

以上、行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

○議長（味元和義君） これで町長の施政方針及び行政報告を終わります。

これより議案を順次提案します。日程第5、報告第4号を報告後、日程第6、議案第2号及び日程第7、議案第3号をそれぞれ上程説明、審議採決後、日程第8、議案第4号から日程第19、議案第15号までの補正予算議案12議案を上程説明、審議採決を行います。その後、日程第20、議案第16号から日程第38、議案第34号までの19議案は、提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。最後に、日程第39、請願・陳情については、所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第4号専決処分の報告について、ご説明します。

本件については、令和4年2月10日に議決をいただいた町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものです。

変更の内容については、工事施工中の事情変更によるもので、まず、一点目は、地山の掘削完了後、のり面の形状や現況との取り合わせを考慮した結果により、現場吹付のり枠の面積が減少したものです。

二点目としては、のり面の線形を変更し、施工延長が減少したことに伴い、落石防止網の面積が減少したものです。

これらの変更に伴い、令和5年2月20日に請負代金額を416万9,000円減額し、1億3,691万7,000円に変更契約を締結する専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第2号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第2号町道路線の認定について、提案理由をご説明します。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

まず、金上野井堀線については、町道金上野見付線から分岐した路線で、住家が3戸存在し、地域の生活道路として利用されていることから、町道に認定し、維持管理を図るものです。

次に、北ノ川新ヤシキ線については、町道北ノ川相去線から分岐し、北ノ川保育所へ至る路線で、住家4戸及び北ノ川保育所が存在し、地域の生活道及び公共施設への連絡路として利用されていることから、町道に認定し、維持管理を図るものです。

以上、2路線の認定について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いしま

す。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、議案第2号について若干質問しますが、金上野井堀線また北ノ川新ヤシキ線ともに住家があり、また大正北ノ川地区については保育所がある道ですね。最近造った道ではないわけですね。金上野地区は存じ上げませんが、大正北ノ川地区については地元となるので道は分かるわけです。今までずっと住民ないし、北ノ川保育所については保護者を含めて職員も通行している道を、今回なぜこの時期に町道に認定をすることになったのか、非常に私自身は疑問に思うわけですが、今までは、どういう位置付けの道だったのか。私道だったのか。そこら辺、具体的に、町道に認定するという執行部の考え方について伺います。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） まず、議員申しましたとおり、北ノ川保育所までのおよそ80mの道です。これまでも公衆用道路という位置付けでしたが、町道に認定していませんでした。これまで議論もされたわけですが、町道として認定するべきではないかということで、今回提案しています。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 金上野井堀線についてご説明します。

この路線については、おっしゃるとおり昔からあった道で、里道として3戸の住民が利用し、地元で管理されていた道でした。地元の強い要望もあり、調査した結果、認定すべきと判断したわけですが、理由としては、地元の高齢化とか、なかなか維持管理が難しくなったという点もあります。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただいたわけですが、いわゆる2路線とも、公道ではあるという認識ですね。しかし、今までは町道としての認定はしていなかったと。今回そういう住民の要望もあり、町道に認定しようということですね。

私は旧大正町でも議員をしていましたけども、できるだけ町道に認定するとメリットがある。今まで公道でありながら認定をしてこなかったのは、理由があるかどうか私は分かりませんが、多分ないと思うがです。要するに町道に認定すべき公道を認定していなかったということに尽きるんじゃないかと私の疑問です。というのは、町道があればあるほど少しでも交付税の算入に入ってくるわけですね。そういう意味では、今までしてなかったのは怠慢があるのではないかという私の認識ですが、いかがですか。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） こういった農道は各所にあります。巡回等で、町道にするべき道については、こちらも積極的に調査して、認定はしてきたはずですけども、ちよくちよくこういった100m程度のものが、抜かっていたとはいいがたいですけど、ここは舗装はしていませんけど、比較的きれいな4 m以上の道でして、際どい、するせんという境目かなということで、今回は要望もあり、認定を提案した次第です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第3号町道路線の廃止についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第3号町道路線の廃止について、提案理由をご説明します。

本議案は、道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

下道線については、下道地区の集落を接続する重要な生活道路として供用されておりますが、当該区間については、道路改良事業により隣接して道路が新設された区間ですので、従前からの道路が旧道として残っている状況にあります。この旧道部分については、幅員が狭い上、住家が存在しないため使用されておらず、一般公共の用に供する必要がなくなったと認め、当該区間を廃止して維持管理の軽減を図るものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番緒方正綱君。

○9 番（緒方正綱君） 31.6mの一部廃止区間ということですが、これを廃止した場合に、旧道には車両が通らない処置をするのかどうかについて、お伺いします。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 現在この旧道は、実際車が通れるような状況ではありません。緒方議員が言われたように、安全対策の面からも、車は通れない状況ですが、今、安全対策等の手当てができていませんので、それについてはしっかり対策して、車も入れないようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号町道路線の廃止についてを採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第4号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第4号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由をご説明します。

今回の補正予算は、国の補正予算関連事業、施設の老朽化等に伴い早急に対応せざるを得ない修繕経費などのほか、本年度最終の補正予算となることから事業費の確定見込み等による精査や、各節の減額といった所要の予算措置を講じたところです。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目の順にご説明します。

まず、2款総務費ですが、財産管理費ではふるさと支援寄附金が減少見込みのため、ふるさと支援基金積立金4,920万円を減額する一方、今後の施設等の大規模改修や修繕に必要な財源として確保するため、施設等整備基金積立金4億4,450万6,000円を追加計上しております。

また、企画費では、昨年7月の台風4号や鳥獣による被害の復旧費用が発生したことにより、指定管理料が不足する見込みとなったため、ケーブルネットワーク指定管理料545万3,000円を追加計上する一方、ふるさと支援寄附金の減少見込みに伴い、返礼品に係る諸経費など、ふるさと支援推進事業費を2,443万5,000円減額したほか、国土調査費では、国の補正予算関連事業として、日野地地区の調査事業費1億2,031万1,000円を追加計上しております。

次に、3款民生費です。老人福祉費では、特別養護老人ホーム四万十荘において特別会計予算を精査した結果、繰出金194万7,000円を追加計上したほか、老人福祉施設費では、高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の人員配置の変更や、光熱水費の不足等により指定管理料366万6,000円を追加計上しております。

次に、4款衛生費です。母子保健事業費では、国の補正予算関連事業として、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援や経済的支援を実施するための費用として、子育て応援金及び出産応援金をそれぞれ400万円計上したほか、診療所費では、大正・十和診療所において特別会計予算を精査した結果、十和診療所特別会計繰出金651万8,000円を減額する一方、大正診療所特別会計繰出金1,003万1,000円を追加計上しております。

次に、6款農林水産業費です。農業振興費では、事業費の精査により競争力強化生産総合対策事業補助金1億9,107万9,000円を減額する一方、農地費では、国の補正予算関連事業として、県工事による、ため池改修の工事負担金1,220万円を追加計上しております。

次に、8款土木費です。道路新設改良費では、町道新設改良事業の進捗などによって事業費の組替えを行ったほか、各費目にて実績見込みによる精査を行っております。

次に、10款教育費です。小学校費の学校管理費では、令和5年度から新たに特別支援学級を設置する必要が生じたことから、特別支援学級教室等改修工事費283万8,000円を計上したほか、中学校費の学校管理費では、窪川中学校の2階廊下が雨天時などに非常に滑りやすい状況であるため、対策を行う学校施設改修工事費249万1,000円を計上しております。

以上が歳出の主な内容となりますが、これを賄う歳入としては、普通交付税において国補正による再算定があり、追加交付額1億156万7,000円とこれまでの留保分から9,639万9,000円と合わせて、1億9,796万6,000円の追加計上を行っております。

そのほか、各事業の進捗状況等を基に補助金及び町債、基金繰入金等の確定見込額についても精査を行うなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ7億8,000万円の減額補正となり、累計予算総額は歳入歳出それぞれ195億3,600万円となります。

続いて、繰越明許費です。先ほどご説明した国補正予算関連事業をはじめ、中間管理住宅整備事業や強い農業づくり総合支援事業、町道改良事業、災害復旧事業など合わせて35件、23億7,033万3,000円の追加となり、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表繰越明許費補正に記載のとおりとなります。

最後に、地方債の補正ですが、第3表地方債補正に記載のとおり、事業費の精査等に伴い、各地方債の限度額を追加または変更するものです。ご審議の上、ご決定賜りますよう

よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） まず、地方交付税の関係で、今回追加で1億数千万円あって、留保が数千万円で、1億9,000万円を今回補正したと聞き取ったわけですが、既に本来、去年8月、最終的な地方交付税は確定。今回1億数千万円が追加になったのはいつの時期、12月以降かどうか分かりませんが、普通交付税が追加になった理由と。

令和3年度決算額で七十四、五億円の地方交付税が確定をされてきたわけですが、今回この額は四、五億円少なくなった交付税総額です。多分特別交付税も含めての69億円だと思うわけですが、特別交付税がここに入らなければ、恐らく令和3年度並みの交付税になるわけですが、もう少し説明をいただけたら理解しやすいかなと思います。

今回も結構な繰越明許費が出ていますので、逐一説明は求めません。歳出に入りますが、ただその前に気になったのは、予算書20ページ。民生費の国庫補助金で3,600万円余り減額になっています。その主な内容は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（価格高騰緊急支援分）が2,600万円余り減額になっています。せっかくの価格高騰に対する緊急支援金は何ゆえに減ったのかなと。充てにしていたお金が要らなくなったという見方なのかなと思いますので、そこの理由をお聞かせ願いたい、歳出でも聞きますが。

同じく26ページ、財産収入。不動産の売却収入の中に、土地建物売却収入460万円減額ですね。これは、当初売る予定の額が売れなかったという意味なのか、そうじゃなくて売金額が少なくなったのか分かりません。その理由をお聞かせ願いたい。

また、立木売却収入が900万円減額になっていますね。これは、予定した材価の低迷によって少なくなったのか、切る材積が少なくなったのか、説明を願いたいと思います。

同じく30ページ、教育費、教育債。それぞれ小学校、中学校のトイレを和式から洋式に改修ということで、順次改修をされていることは私も存じています。今回、教育債が小中合わせて減額になっていますね。これは何ゆえということで、質問します。

それでは、歳出に入ります。予算書39ページ、17節備品購入費で、地域おこし協力隊の活動備品購入費が4万7,000円の減になっています。それと、併せて中間管理住宅の備品購入、今回250万円計上していますね。中間管理住宅にどれくらいの備品を備えておくべ

きなのか。今回3月になってこの額を計上することになった理由についてご説明願えますか。

それと、同じく47ページ。さっきの国の補助金の関係です。当然、補助金が減りましたので、それぞれ減額になっています。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム業務委託料が70万円減。その下、負担金及び補助金も2,470万円減になったので、補助金が減ってきたことは分かるわけですが、なぜ3月でこれほど減ったのかが、疑問に思ったので質問します。

同じく72ページ、観光費。ずっと疑問に思っているのが、ホビー館の関係です。地元住民からも言われるのは、いつまでホビー館に町はてこ入れをしていくのかと。バスで送迎したり、いろんな意味でお金を使い過ぎやせんかと。確かにホビー館にはそれなりに貢献していただいていると私は思っていますけれども、町としてホビー館運営に対して、今回も交通委託料が6万6,000円減になったり、40万円余り備品購入するようになっています。どこまで、ホビー館に対して町はお金を投入していかなきゃならんのか。そろそろ民間企業ですので自立をしてもらうことも必要ではないかと私は考えますが、そこらの線引き。要望があった上での備品購入と思うわけですが、どこまで町として、これからホビー館の運営について、てこ入れをしていかなければならないのかご説明いただければと思います。

1回目終わります。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長片岡丈明君。

○総務課財政班長（片岡丈明君） 最初にご質問のあった交付税について回答します。

まず、令和4年度の普通交付税ですけれども、例年であれば7月に交付決定がありまして、そこで終了となりますが、令和4年度については、12月に国税収入が増加したことに伴い、交付税の原資が国税となるので、それが増収見込みであることから12月に再算定が行われて、12月9日に再度変更の交付決定があり、今回1億156万7,000円を新たに追加で計上したところです。

それを受けて、令和4年度と令和3年度の交付額の推移ですけれども、今回の補正予算書に計上しております交付税の予算は特別交付税も含まれておりますので、普通交付税については令和4年度で64億3,100万円となります。令和3年度の普通交付税の総額が67億5,200万円ですので、令和4年度と令和3年度を比べますと3億2,000万円ほど減少しています。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 国庫補助金の民生費の補助金の減少部分についてご説明します。

まず、民生費全体では歳入で3,500万円相当の減額となりますが、特に大きいのは子育て世帯等の給付金で、主に町民課の管理するものになります。歳入で、子育て世帯等特別支援事業で600万円相当と、価格高騰支援給付金で2,600万円相当となります。

先に申し上げたのは、昨年度から引き続けている非課税世帯の1世帯当たり10万円の給付金について、年度を繰り越してきた部分に係る補助金です。

それから、価格高騰の部分については、今年度に入り新たに令和5年度の非課税世帯に対して1世帯5万円が給付されるようになったもので、こちらは課税情報に基づいて申請とプッシュ型で給付していくものと、今年に入って収入が減少して非課税相当になった世帯に追加で交付する制度となります。

もともと一番金額が大きいのが価格高騰の部分ですが、昨年10月に補正予算で総額を1億8,500万円と見込んで計上していたものです。まず、非課税世帯は、こちらで把握しておりますのでプッシュ型ということで、全体で約3,000世帯に給付を行っております。それ以外に、収入が減ったことによって受けることができる方の申請期限を本年1月末と設定しており、予算として最終支出額が固まるのが提案する直前であったという状況です。

結果、最終的に家計急変分も含めて、本町から支給を決定した総数が3,049世帯であったので、当初見込んでいた予算の総額からこれだけの不用額が生じたということです。実際の非課税世帯数は把握できておりますが、転入転出等、本町では課税情報が把握できない方も若干いることと、家計急変で収入が著しく減少した世帯の把握は難しいところもあるので、申請があった方に漏れなく支給できる状態にと、少し多めに見込んで予算計上をしていました。結果的に非課税世帯も若干少なかったのか、それから家計急変についても見込みよりは少なかったということで、こういった金額の減額が生じたものです。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 予算書26ページ、17款財産収入の土地建物売払収入463万7,000円の減額補正について説明します。

この減額については、町が販売している金上野団地の分譲地が、当初2区画は売れるだろうと見込んでおりましたが、売れなかったということで減額しています。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 予算書26ページ、不動産売払収入の立木売払収入の900万円の減額です。

材価が下がったことによるものか、若しくは材積が少なかったのかというご質問でした。結果、内容としては、予定しておった伐採分の材積がなかったということで、減額したものです。当初約2ha前後、令和4年度に皆伐する計画を検討しておりました。それに見合う材積収入で計上しておりましたが、事業地の精査なども行った上で、令和4年度中に皆伐施業、取組ができなかったことによる材積の減です。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 私からは、予算書30ページの教育債です。

一つ目は、小学校債マイナス2,220万円、中学校債マイナス460万円ですが、説明にもありますように、東又小学校施設の大規模改修になります。小学校のトイレ改修については、東又小学校、田野々小学校、窪川小学校の設計となります。小学校特別教室空調設備は各小学校の理科室などの特別教室に空調設備を設置するものです。中学校のトイレ改修は、窪川中学校。中学校特別教室空調設備については窪川中学校と大正中学校を対象としたものですが、この内容は全てアスベストの調査委託料になります。アスベスト調査委託料の減額については、当初の見積りでは多くの検体数を見込んでおりましたが、設計書の内容を検討した結果、見直すこととなり、検体数を少なくしたことによって減額となったものです。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） まず、予算書39ページ、協力隊活動備品購入費です。現在退任した隊員も含めて30名、四万十町に在籍していた、あるいはしている隊員がいるわけですが、その方たちの備品購入費としてiPadやアイスクリームメーカーといったものを購入予定としておりますけども、その予算の精査による減額です。

続いて、中間管理住宅の備品購入費ですが、この予算、新たに関係人口創出型という形で、住宅宿泊事業者法に基づいたゲストハウス的な展開をする中間管理住宅を設けるということで、その備品を購入する。この予算については、繰越して支出する予定としてお

ります。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 引き続き予算書72ページ、ホビー館については、指定管理協定書に基づき指定管理をしていると。その期間においては、町も支援に関わっていくということですので、ご了承いただければと思います。

○議長（味元和義君） 会議の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 1回目の答弁いただきました。歳入の部分で、交付税については、ただ多い、少ないだけで判断するつもりはありませんが、いつも言われるのは、借金しても交付税で今度きますと。ただ交付税が増えたけん、自由に使えるということではありませんが、令和3年度、令和4年度比較の中で、地方交付税が減額になり、気になりましたので、その内容についてお聞きしました。

それでは、2回目の質問です。民生費の国庫補助金で、町としてどれぐらいの非課税世帯があるかは把握していますので給付することはできるわけですが、ただ、収入が急に減った世帯はあくまでも申請をしなきゃならん中でのこの額ですので、ひょっとしたらもらえる人もあったのではないかなと心配もしています。既にもうこの金額は取り戻すことができない予算ですので、今後そういう世帯が見込まれる場合、十分な住民向けの説明をして、できるだけもらえる形にすることを希望します。

歳出に入ります。分かんのは、中間管理住宅の備品購入について250万円計上したことに対しての答弁が、決まりです所以说、私自身には理解できません。3月補正予算に250万円を計上した理由を聞きましたけども、急に必要になったのか、本当は当初から備えておくべき備品を備えることができなかったと。入った人にそういう要望があったので、今回予算計上したのかについて、もう少し丁寧な説明をしていただければ、再質問もなくてよかったかなと思います。

それと、ホビー館です。確かに指定管理をしているということですが、私が言いたいのはそういう中であって、いつまでもそれなりの精査をしながら、ホビー館に支援をしてい

かなきゃならんのか。指定管理しているところは、どこでも要望すればそれなりにやりますよということなのか。そういう地域住民の声も受けて、できるだけ自力でやってもらうようなホビー館運営であってほしいなという私の希望を述べながらの質問になったわけですが、手短に答弁いただければと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） まず、予算書39ページ、中間管理住宅の備品購入費についてもっと丁寧な説明をということでしたけども。中間管理住宅の備品購入は、中間管理住宅の中で関係人口創出型という新たな考え方を付加して、中間管理住宅を展開していこうと、モデル的に小野地区を予定しておりますけども、そちらに住宅宿泊事業者法に基づくゲストハウス的な、よそから人を呼び込めるような建物自体が2棟あり、1棟をそのような形で整備をしていきたいと。

その中において、住居に関する備品については当然個人負担になるわけですし、改修については町が見ますけども、宿泊事業を展開するに当たって必要な備品購入について今回計上したと。その経緯については、12月補正以降に固めてきたこともあり、今回の計上となったということです。

続いて、ホビー館の指定管理協定書には、指定管理は令和2年度から令和6年度末までの協定期間となり、リスク分担表に基づいて必要なものを計上している状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） ホビー館の指定管理をいつまでやるのかという議論です。

町の考え方ですけども、議会の皆様ご存じのように、開業当初は7万人、8万人、それから新型コロナウイルス感染症流行前になると3万人ぐらいになって、新型コロナウイルス感染症禍においては非常に厳しい状況には陥っております。ただ、この施設については、公の施設として位置付けて対応もしてきました。つまり、あそこに新たな観光スポットができて、いわば県西部を代表するテーマパークといった位置付けもありますので、先ほど担当課長がご説明したように、指定管理協定にまずは基づき、今後も地域振興の拠点という位置付けの中で援助するところはしっかりと支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 追加で失礼します。

中間管理住宅の備品購入の予算については、工事費からの組替えです。県の補助等も対象になるか、過疎債が対象になるか。町の負担を軽減するためにも、3月補正予算で計上して、繰越しで使用する予定としています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） 四点ほど、まず予算書61ページ、11節四万十川方式土砂取除き手数料が減額になっておりますが、どういったことで減額なのかと。

同じく68ページ、18節森林整備推進事業補助金で1,500万円減額になっております。当初にも出ておりますが、事業が行われなくて令和5年度に回ったのか、その理由を教えてください。

それと、同じく82ページ、IPアドレス自動採番機器委託料が減額になっておりますが、どういった理由か。

続いて、同じく92ページ、窪川野球場クッションフェンスが減額になっておりますが、工事が終わって、これぐらい余ったから減額なのか、その理由。

その四点お願いします。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 予算書61ページ、四万十川方式土砂取除き手数料の減額についてお答えします。

この予算は、大雨等で土砂が施設の上に堆積した部分を取り除くための予算です。十和地域で5回、窪川地域で2回を予定しておりましたが、大雨が降って土砂が堆積する機会が少なかったということで、不用分を減額しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 予算書68ページの森林整備推進事業補助金、1,533万円減額となっております。

こちらの事業は、林業振興のため、森林組合や事業体向けの高性能林業機械のリース費用に対して支援する事業です。当初、ウインチ付グラップル、ハーベスターなどの2台の大きな機械購入の計画がありましたが、国の予算配分が1台分しかつかなかった結果に基づき、今年度はハーベスターが1台入っておりますが、それに伴う1台分の減額で

す。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 予算書80ページ、IPアドレス自動採番機器設定委託料の減額についてご説明します。

当初、この自動採番機器は各学校に1台で、町内には学校が15校あり、それぞれ1台で15台を設置する予定としておりました。しかし、業者等とも協議を重ねて、自動採番機器を各学校にではなく、役場庁舎のサーバー室への設置が可能となり、それで15台から2台まで減すことが可能となりましたので、大幅に減ったということで、機器代金及び人件費に係る減により、今回減額補正を行ったものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 予算書92ページ、窪川野球場クッションフェンスの改修工事のマイナス338万8,000円について説明します。

これは、入札減による減額となります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

4 番林健三君。

○4 番（林健三君） 予算書26ページ、17款2項1目12節です。立木売払収入900万円減額について、先ほど課長から皆伐の関係で材積が少なかったと言いましたが、材積少なかったと言うて、町がやったのか第三者、森林組合とかよね。あまりにも材積が少ないというのは、ちょっと合点がいかんがやけんど、その辺の理由。

それから、予算書68ページ。2項3目12節ですが、町有林管理育成委託料880万円について説明をお願いします。

以上二点です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） まず、予算書26ページの立木売払収入の減額の部分についてです。

先ほどの答弁の内容は、説明が下手だったと思います。減額の理由は材積が少なかったと言いましたが、皆伐地のところは全く関係なくて、令和4年度中の町有林の作業場の材

積がトータルで少ないことによる減です。皆伐地については、特に皆伐作業ができていないということで、その皆伐をしなかった部分の材積分が減額になるといった内容でお答えをしたつもりでした。

それから、予算書68ページ、町有林管理委託料の減額880万円です。

こちらは、令和4年度中の施業で家地川地区、打井川地区、上岡地区での搬出間伐や、作業道開設事業などを当初計画しておりました。実際には、令和4年度中に合計で59.21haの搬出間伐の施業と、作業道の開設を7,157m、そのほか下刈りなどの施業などをして、事業自体はほぼ計画どおり実施したところですが、それらの事業費の精査による減額といった内容です。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 補正予算資料から一点だけ質問します。3ページです。

基金の積立事業で、今後必要が見込まれる施設の大規模改修や修繕のために4億5,000万円基金として積み立てるということです。下に取崩しの見込みを書いていますけれども、どこにどれぐらいの取崩しが見込まれているのか、その一点だけ教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長片岡丈明君。

○総務課財政班長（片岡丈明君） 予算資料3ページ。それぞれの年度の取崩しの内訳ということでご説明しますけれども、令和4年度の取崩しについては、この予算資料4ページに記載しておりますとおりの箇所になります。

令和5年度については、予定ですが、ケーブルテレビの機器更新に1,630万円、こちらでも当初予算案の概要に内訳は記載しておりますけれども、庁舎の防犯カメラ等の整備工事で570万円、昭和地区の駐車場の整備工事で1,000万円、十和地域振興局のキャノピーの整備事業に2,390万円。それから企画関連ですけれども、協働ネットワークシステム再構築事業やホームページ公開システム更新事業に合わせて3,120万円、ケーブルシステム管理運営事業に1,630万円、影野駅周辺整備事業に1,450万円、文化的施設整備事業に1億7,400万円。それから戸籍総合システム機器更新事業に400万円の合計2億7,970万円を活用する予定です。

令和6年度は、まだ見込みの金額にはなるんですけれども、ケーブルテレビ機器更新事業に3,600万円ほど。それから庁舎外壁の塗装等を計画しており、概算ですけれども1億

3,000万円程度。それと議場設備改修事業に3,000万円程度を予定しております。

令和7年度から9年度については、ケーブルテレビ機器更新に3,600万円、道の駅とおわの施設整備の改修に1,000万円を充てる計画となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

8 番村井眞菜君。

○8 番（村井眞菜君） 三点お伺いします。

予算書21ページ、僻地児童生徒援助費補助金が小学校の分と中学校の分が減額になっているんですけど、その内容をお伺いしたいのが一点。

二点目が、同じく30ページの移動図書館整備で30万円減額になっているのを、でき上がっているのも拝見したんですけど、またその分と。

66ページの畜産業費、粗飼料価格高騰対策緊急支援給付金90万円ほど減額になっていたり、減額になっている3項目の理由をお伺いしたいです。飼料が価格高騰して非常に大変な状況なので、なぜ使われなかったかが疑問だったのでお願いします。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 予算資料21ページ、僻地児童生徒援助費補助金の分ですが、こちらは僻地に登録されている町内の小学校、中学校に対して、ここで児童・生徒が、例えばレントゲン検査ですとか心臓健診といった健診を受けた場合の補助金があるわけで、それが今回実績に基づき対象人数が少なくなったことによって減額となったものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 予算書91ページ、移動図書館車購入費29万2,000円の減額についてですが、これは車両購入時の入札減によるものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 予算書66ページ、粗飼料価格高騰対策緊急支援給付金の減から説明します。

こちら、町内の酪農家、肉用牛畜産農家への粗飼料について、昨年12月補正予算によって支援給付を行った事業でした。町内酪農家が5軒、肉用牛畜産農家10軒で予算を計上し

ておったところですが、昨年、肉用牛畜産農家が1軒もう廃業されたといったことで、この粗飼料の給付対象にならなかった分の90万5,000円の減額です。

続いて大規模畜産施設整備事業補助金、畜産競争力強化整備事業補助金は同じ事業で関連した予算で組んでおりますが、大規模畜産事業については、設計の若干の見直しにより事業費31万8,000円を減額したところです。

それから、支援畜産競争力強化整備事業の308万6,000円減額ですが、こちらは施設の工事入札による入札減です。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 先ほど移動図書館の件は、歳出でお答えしてしまいました。予算書30ページ、過疎対策事業債の移動図書館整備30万円は、先ほどお話しした歳出の移動図書館の入札減です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 二点ほど聞いておきたいと思います。

予算書36ページ、12節ケーブルネットワーク指定管理料545万3,000円が追加計上されておりますが、この時期、当初の指定管理料プラスということで、どういった内容か。

それから、その上のインターネットシステム再構築が350万円減額になっておりますので、インターネットシステムを構築しておって、どんな内容でやられてこの減額になったのか、その内容と併せて聞いておきたいと思います。

もう一点、予算書69ページ、林道維持費で、14節林道中村・大正線トンネル修繕工事費209万4,000円も、この時期の工事ですが、以前聞いたのは電気工事か何かだったんですが、確認します。場所と林道中村・大正トンネルの修繕工事費の中身が、どういった形か二点だけ聞いておきます。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 予算書36ページ、ケーブルネットワーク指定管理料545万3,000円の要因です。

ケーブルネットワークシステムについては、四万十公社に指定管理料を出しておるわけですが、今回の増額の要因としては、台風や雷によって、それぞれのお宅に設置し

ているONUなどが破損したということで、その修繕を行ったものです。それから鳥獣被害等によってケーブル、光回線が破損をすることがよくありますので、そういったものが実際に起こったので、今回指定管理料を増額しております。年度の最後に精算が来ますので、このタイミングで増額となったものです。

その上のインターネットシステム再構築における350万円の減額の理由です。これは、委託業者を選定する際にプロポーザルという方式で委託業者を選定するわけですが、そのときに内容等を聞きながら見積額を再度徴収して業者決定するわけですが、簡単に言えば入札減となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 予算書69ページ、14工事請負費、林道中村・大正線トンネル修繕工事費の増額分ですが、当初1,210万円ほど計上しておりました。それで工事をしていたんですが、その工事の中で、現場で確認をしたところ、いわゆるコンクリートの裏込め材等が当初の想定よりも増えた、必要になったということで、裏込め材注入代の増による209万4,000円の増額となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 企画課長の答弁、十分理解をしますが、一点だけ指定管理料ですよ。期間中に雷等やら何やらとか、指定管理料には破損件数とか、年度当初には加味されて組んでいるわけですね。それがだんだん増えてきたからという内容でよろしいんですか。いわゆる逐一チェックをして、年度末には増減を確認するという把握でよろしいでしょうかね、その確認だけ。

それから、もう一点、大正地域振興局長のご答弁、もう一度、意味合いが分からなかったのをお願いします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 雷とか台風による被害における指定管理料の精査については、議員のご指摘のとおりです。鳥獣被害については、緊急的に対応しなければならないところもあり、事前に貼り替え用の光ケーブルをケーブルテレビに支給しております。そういった事象があれば、それを使って復旧をしますけれども、復旧をすればなくなりますので、また光ケーブルを追加で買うという形ですので、年度の最後にそういった事象があ

るかないかで決まってくるという流れになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 説明、回答が十分でなくて申し訳ございません。

トンネルの修繕に当たっての裏込め注入材が、当初の予定より増えたということでの増額になっています。

それから、最初の答弁が漏れておりましたが、場所は大正轟崎地区からつづら川地区を抜けて、四万十市へ行く途中にあるトンネルです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 8番議員よりご質問いただいた予算資料21ページ、僻地児童生徒援助費補助金で訂正です。先ほど僻地学校で健診を行った際の児童生徒数が減少したことによる減額と申し上げましたが、令和4年度学校医が途中で事情により辞任されたことによって、新たに指定した学校医がフリーランスの学校医でした。この補助金は本来学校医に対して支払う補助金で、フリーランスの医師へ支払う経費が対象外となったことで、今回、減額補正をしております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第5号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第6号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第7号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第8号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第5号から議案第8号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第5号から議案第8号までの各特別会計補正予算について、提案理由をご説明します。

まず、議案第5号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は主に予算の精査によるものですが、主な内容として、歳出では8款の諸支出金で599万円を追加計上する一方、1款の総務費で162万円、2款の保険給付費で1,185万円、5款の保健事業費で1,159万7,000円、9款の予備費で532万3,000円をそれぞれ減額しております。

なお、歳入については、7款の諸収入で102万6,000円を追加計上する一方、3款の県支出金で1,380万4,000円、5款の繰入金で1,092万2,000円、9款の国庫支出金で70万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,440万円の減額補正となり、累計予算総額は23億9,080万円となっております。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第6号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正予算内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については、総務費で480万1,000円、給食費で109万9,000円をそれぞれ追加計上しております。

一方、これを賄う歳入については、診療収入で1,233万円、諸収入で2,301万3,000円をそれぞれ減額する一方、繰入金で2,271万9,000円、町債で1,760万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ590万円の追加補正となり、累計予算総額は5億9,540万円となっております。

次に、繰越明許費ですが、大正診療所施設改修事業について、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表繰越明許費に記載のとおりとなっております。また、地方債の補正については、第3表に記載のとおり、限度額の変更を行うものです。

続いて、議案第7号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正内容については、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については、総務費で1,030万円、医業費で180万円をそれぞれ減額しております。

なお、歳入については、国庫補助金で31万6,000円、諸収入で110万円をそれぞれ追加計上する一方、繰入金で1,351万6,000円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,210万円の減額補正となり、累計予算総額は1億100万円となっております。

最後に、議案第8号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、医業費で2万5,000円を追加計上する一方、職員の人件費の減などにより総務費で12万5,000円を減額しております。

なお、歳入については、繰入金で10万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の減額補正となり、累計予算総額は840万円となっております。

以上4件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、診療所ですが、予算書116ページ、収入です。今回1,200万円余りの診療収入の減が見込まれています。患者が少なくなったのかなとある面では思うわけだけでも、そうではないだろうという推定の下で考えますが、その他の診療

報酬収入の減があるわけですが、4,400万円に対して790万円減額しています。この主な原因は大体想像もつくわけですが、お答えを願いたい。

次のページ、財産貸付収入が20万円あって、14万6,000円減額して5万4,000円しか入ってこなかったという数字です。何ゆえにこれほどの減額、20万円のうち14万円も減額になるということは、ほぼ収入がなかったと言えるわけですが、その内容についてもう少しお答え願えますか。

それと、その下です。諸収入の雑入を見てください。1億円余りの雑入を見込んでおったけれども、3月になって2,300万円が減額になったということです。その内容については説明があります。二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が1,600万円余りの減、併せて社会的重要なインフラ自衛的燃料備蓄事業補助金が600万円余り減になって、合わせて2,300万円ほどの減額になったという内容ですが、意味が分かりませんので、何ゆえにこれだけの額が減ったのか。補助金で、なぜかなと思いますので、お答えを願いたいと思います。

次は、十和診療所です。予算書125ページ、一般管理費で8,500万円の補正前の額に対して1,000万円ほどの減額になっています。その内容は、一般職の給料の減に伴う職員手当等の減額も含めて、大きな数字はこれかなと思うわけですが、内容的には途中で職員が辞められたのかなとしか私は読み取れませんが、この内容をお聞かせ願いたいと思います。

併せて、大正診療所には、先ほど言った諸収入で二酸化炭素及び社会的インフラ自衛的燃料備蓄事業等の補助金が減ってきたわけですが、十和診療所にはそういった補助金は一切入ってこなかったのかなと、その理由をお示し願えればと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 予算書116ページ、その他診療収入、一番大きなものとしての診療収入の減ですけれども。まず、その他の診療報酬収入現年度分が一番大きいわけですが、要因としては、振動病患者の減、振動病患者が高齢のために来られなくなったり、お亡くなりになったり、また介護保険を申請をされますと、振動病患者は振動病の保障がいただけなくなりますので、そういったところでの高齢化によるものと考えていただけたらと思います。

予算書117ページ、財産貸付収入の減です。診療所の横、国道側に広い土地がありますけれども、そこを従前2社の民間企業に貸付けをしておりましたが、1社の事業所が窪川

地域に移転するという事で、もう借りなくてよくなりましたので、その部分についての減額となっております。

それから、歳入で、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金についてと、社会的重要なインフラ自衛的燃料備蓄事業補助金についてですけども、これは目的があつての補助金です。二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、太陽光パネルを設置して、蓄電池なども導入した部分の工事費の補助金となります。社会的重要なインフラ自衛的燃料備蓄事業も導入しましたけれども、これは、既存の自家発電機の更新と拡充のための補助金となります。この減については、入札減によるものもありますが、当初計画しておりました、例えば太陽光発電システムであれば、蓄電池の縮小を図ったり、自家発電機についても、地下埋蔵タンクであったものを地上に設置しての工事費の減もあり、計画の変更もあつて、当初計画しておいた予算規模よりも少なくなったので補助金も減額となったということです。

125ページ、十和診療所です。職員給与に関わる予算が減っているということで、要因は職員が辞めたんじゃないかということでしたけれども、12月補正予算のときも同じでしたが、医師が今、常勤でいない状況です。ただ、予算上は、医師が確保できたらすぐに給料はお支払いしないといけませんので、予算上、十和診療所についても医師の給料を計上しておりましたが、見込みが得られなかったということで、医師の給料を減額しております。

先ほど言われました補助金、十和診療所には二酸化炭素関連、それから自衛的燃料関係の予算がないじゃないかということですが、補助金については、工事をしておりませんので歳入には上がってきておりません。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第9号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第10号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第9号及び議案第10号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第9号及び議案第10号の各特別会計補正予算について、提案理由をご説明します。

まず、議案第9号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の主な補正内容として、保険料の見込額がおおよそ決定したこと、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金が決定したことに伴い、歳入では保険料を増額する一方、繰入金を減額し、歳出では広域連合納付金及び保健事業費の確定見込みの精査に伴う減額となっております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ390万円の減額補正となり、累計予算総額は3億3,810万円となっております。

続いて、議案第10号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は本年度1月までの事業実績に基づく予算の精査によるものです。

主な補正内容として、歳出については2款の保険給付費で今後の給付費を推計し減額を行うとともに、5款地域支援事業費で事業費の確定見込みに伴う精査を行うなど、所要の

予算措置を講じております。一方、歳入については第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

これにより、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億220万円の減額補正となり、累計予算総額は27億1,630万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 予算書142ページ。今回3月補正ですので、時期的には、大体減額がほとんどなわけですが、国・県を含めて繰入額が1億円余り減額になっています。その内容は、歳出を見れば明らかなように、保険給付費を含めて様々な事業費が減額になっています。この主な原因は、どう見たらいいのかということですが、令和5年度には介護保険料の見直しも検討せなきゃいかん時期に入るわけで、この3月の整理を迎えて、内容的には予定していた保険料徴収などを含めたら、かなり歳出が少なかったと、この3月補正をどう見るかについて、歳入歳出を含めて、結果としてどうであったかをお答え願います。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 歳入歳出、特別会計の部分ですが、人口も減っています。介護認定者の数も今年度1,500人を切りました。そして、利用者もそれに伴い少しずつ減っていて、給付費も少し減ってきております。

大まかに言うと以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、昼食のため暫時休憩をします。1時から始めます。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第11号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第12号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第11号及び議案第12号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第11号及び議案第12号の各特別会計補正予算について、提案

理由をご説明します。

まず、議案第11号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については総務費で43万9,000円、サービス事業費で186万1,000円をそれぞれ減額しております。

なお、歳入についてはサービス収入で405万9,000円の増額を見込み、繰入金で644万9,000円減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ230万円の減額補正となり、累計予算総額は3億5,240万円となっております。

続いて、議案第12号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については総務費で58万9,000円、サービス事業費で441万1,000円をそれぞれ減額しております。

なお、歳入についてはサービス収入で696万3,000円の減額を見込み、繰入金で194万7,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ500万円の減額補正となり、累計予算総額は2億5,940万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第13号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第14号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議案第15号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案第13号から議案第15号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第13号及び議案第14号の各特別会計補正予算並びに議案第15号の水道事業会計補正予算について、提案理由をご説明します。

まず、議案第13号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については総務管理費で11万1,000円、維持管理費で98万9,000円をそれぞれ減額しております。なお、

歳入については、一般会計繰入金で100万円、町債で10万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ110万円の減額補正となり、累計予算総額は2,970万円となっております。

また、地方債の補正についても、第2表に記載のとおり限度額の変更を行うものです。

続いて、議案第14号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については総務管理費で44万3,000円、維持管理費で4万5,000円、建設改良費で1万2,000円をそれぞれ減額しております。なお、歳入については一般会計繰入金で20万円、町債で30万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ50万円の減額補正となり、累計予算総額は5,710万円となっております。

また、地方債の補正については、第2表に記載のとおり限度額の変更を行うものです。

最後に、議案第15号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については事業費用において271万7,000円を減額し、累計予算額は5億6,286万円となっております。

以上、3件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 予算書180ページ、水道事業で原水及び浄水費の中で今回動力費が250万円の電気料関係の増と、併わせて備品消耗の中で残留塩素測定用試薬等となっていますんで、これは現場での残留塩素を測定する機械の試薬と思いますが、普通、残量塩素を測定する機械があるわけですね。これは現場で、測定するためにどういう試薬が必要なのか、その点だけです。

○議長（味元和義君） ページ数をもう一度言ってください。

○11番（田邊哲夫君） 189ページと言うたつもりです。要するに電気関係で250万円追加よね。だから、例えば電気料が上がったかどうかを、私は聞きたいわけよ。電気料金が高騰したためには250万円も電気料が増えたのかどうなのかという点。

それと、残留塩素については、現場で次亜塩素酸ソーダを流して落とすと分かると思うがよ。それを測定する機械の試薬やと思うがやけど、これは、職員か委託された業者が、機械を持って行って測定するための試薬なのか、現場で自動的に測定する機械があるのかどうなのか私は分からんけん、内容について聞いただけ。ほんで、30万円は大きい。試薬は、どんな試薬か分からんがよ。それを聞いたつもりじゃけん。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） まず、電気料関係の250万円のことは、おっしゃるとおり、電気代の高騰によるもので、追加補正しています。

消耗品の残留塩素測定用試薬等、大正地区で断水があって、その再開のときに追加使用したものと、あと断水のときにご迷惑をおかけした住民に水を配っており、この等の中には、お配りした水の料金も入っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。一点目の電気の関係は、電気料金の高騰のために、今回250万円補正したということですね。

残留塩素については、現場で測定する試薬と併せて、等の中には、断水して困っている家庭に水を持って行って飲んでもらうという補正予算でよろしいですか。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） そのとおりです。水を配りました。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第20、議案第16号四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について、日程第21、議案第17号四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について、日程第22、議案第18号四万十町情報公開条例について、以上、議案第16号から議案第18号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第16号の四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について、議案第17号の四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について、並びに議案第18号の四万十町情報公開条例について、提案理由をご説明します。

これらの条例については、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、令和5年4月1日から法律に基づく全国的な共通ルールが適用されることになったため、制定するものです。

まず、議案第16号四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例についてです。

本議案は、個人情報の保護に関する法律により、条例で規定することを委任された事項及び条例で定めることができるとされた事項を定めるため条例を制定し、現行の四万十町個人情報保護条例を廃止するものです。

条例で規定する内容として、用語の定義として町の機関を定めます。次に、委任された事項です。開示請求における手数料ですが、本町では今までと同じく無料とし、写しの交付に係るコピー代や送料については実費負担とします。また、開示等請求の手続については、請求書に記載する事項について、法律に定めのある事項のほか必要な事項を定めるとします。

続いて、議案第17号四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例についてです。

本議案は、個人情報の保護に関する法律により、開示請求等に係る審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないことと定められており、本町における審査請求の諮問機関として、四万十町情報公開・個人情報保護審査会を設置すること及び組織並びに調査審議の手続等について、条例で定めるものです。

条例の主な内容ですけれども、審査会の所掌事項として、四万十町情報公開条例、個人情報の保護に関する法律及び四万十町議会の個人情報の保護に関する条例と規定します。また、審査会の組織としては、委員を5人以内とし、任期を2年としています。

続いて、議案第18号四万十町情報公開条例についてです。

本議案は、これまで四万十町情報公開条例については、四万十町個人情報保護条例と不開示情報について整合を図り運用してきましたが、四万十町個人情報保護条例の廃止に伴い個人情報の保護に関する法律と整合を図る必要があること、また、四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定により審査会の規定が不要になったこと等に伴い、四万十町情報公開条例の全部を改正するものです。

改正の主な内容ですけれども、不開示情報について個人情報の保護に関する法律と整合を図ります。また、四万十町情報公開・個人情報保護条例の制定により、本条例の審査会に関する規定を廃止し、その他条例全体の体裁を整えております。

以上、個人情報の保護に関する法律の改正の改正に伴う関連3議案について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第18号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第18号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第23、議案第19号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第19号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明します。

現行の健康保険制度においては、出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として最大42万円が支給されております。

昨年12月に開催された国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額

は、令和４年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和５年４月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを受けて、健康保険法等の一部を改正する政令が公布され、令和５年４月１日から施行されます。

本条例は、この制度改正に対応するため、所要の規定を整備するもので、主な改正内容は、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものです。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、令和５年４月１日から50万円となります。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第24、議案第20号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第20号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明します。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和５年２月１日にそれぞれ公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、関係する国民健康保険税条例の改正の必要が生じたものです。

今回の条例改正の内容については、国民健康保険法施行令等の改正に基づき、国民健康保険税の後期高齢者支援金分における限度額を20万円から22万円に引上げを行いました。

また、国民健康保険税の減額の基準について、５割減額及び２割減額の対象となる世帯の所得の基準額について引上げを行いました。

今回の条例改正によりましては、課税限度額を引き上げることで国保税の増収を図ると共に、景気動向等を踏まえ低所得者への負担軽減が図られたところです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第25、議案第21号四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第21号四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明します。

今回の条例改正については、改良住宅改築工事に伴い住宅の建設年度等を変更するもので、奥内第1、第2、第3団地、八木第1団地の建設年度、構造及び1戸当たりの床面積を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第26、議案第22号四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第22号四万十町町産材利用促進条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明します。

本条例は、本町の豊富な森林資源を活用した町産材使用による住宅政策の一環として制定し、平成22年度から取り組んできましたが、令和5年度より、森林環境譲与税を活用した川上から川下までの森林・木材産業及び地域の関連産業全体への波及効果を図る林業政策として、住宅に加え、店舗・事務所を対象とした非住宅の建物にも積極的に町産材の利用を促進するために条例の一部を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第27、議案第23号令和5年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第23号令和5年度四万十町一般会計予算について、提案理由をご説明します。

本町の予算編成の目安となる国の予算案は、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資や少子化対策、こども政策の充実など、めり張りの効いた予算とな

っており、県の当初予算案についても、コロナ後に向け、デジタル化、グリーン化、グローバル化の三つの視点から施策を強化しつつ、観光振興などの県勢浮揚に必要な施策を着実に実行するため、積極型の予算が継続されております。

このような情勢の下、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しつつ、これまでに取り組んできた各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要となります。

このため、令和5年度は、エネルギーや食料価格の高騰による厳しい環境の中、令和4年度から令和8年度までを後期の基本計画期間とする、第2次四万十町総合振興計画に掲げた町の将来像の早期実現を目指すとともに、これまで取り組んでまいりました移住定住促進や各種子育て支援施策について、子育て世帯が新たに住宅を取得する費用の支援や小中学校の給食費無償化を実施するなど、子育て支援施策の充実や公約の実現に向け編成したところです。

この結果、一般会計の予算総額は208億7,000万円となり、前年度当初と比較して19億3,600万円、10.2%の増額となります。

なお、このうちふるさと納税関連予算は、返礼品や事務費などで7億3,700万円、基金への積立金で13億円、合わせて20億3,700万円となり、前年度当初より1,800万円増額しております。

また、これらのふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は188億3,300万円となり、前年度当初より21億9,400万円増加しております。

また、この一般会計のほか10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模は、会計間の重複分を差し引くと269億1,454万円となり、前年度当初より15億9,418万円、6.3%の増額となります。

次に、歳出における性質別の概要について、前年度当初予算と比較しながら、順にご説明をします。

まず、義務的経費では、一般職退職手当負担金の減少などに伴い、人件費で6,330万円、養護老人ホーム措置委託料の減少などに伴い扶助費で1,774万円、それぞれ減少となる一方、元利償還金の増加により公債費で8,709万円の増加となり、義務的経費全体でも605万円、0.1%の増加となります。

次に、投資的経費の普通建設事業費ですが、単独事業で文化的施設整備事業などが増となったほか、補助事業で小中学校のトイレ及び空調設備改修事業などが増となり、投資的

経費全体でも16億8,626万円、37.1%の増加となっております。

次に、その他の経費ですが、電気料金等の高騰による光熱水費の増や、ケーブルネットワークシステムの再構築に伴う機器リース料の増による物件費の増加や、特別会計への繰出金の増などにより、その他の経費全体でも2億4,369万円、2.8%の増加となります。

以上、歳出の性質別における前年度比較の概要ですが、これを賄う歳入のうち、自主財源については、先ほど申し上げた小中学校の給食費無償化に伴い、負担金で4,711万円の減少となる一方、令和4年度の課税状況や過去の徴収実績などを基に見込んだ結果、町税で5,109万円の増加となったほか、繰入金では施設等整備基金の活用などにより3億4,201万円の増加となるなど、自主財源全体でも3億5,451万円、6.5%の増加となります。

また、依存財源については、森林環境譲与税の減少により地方譲与税が減少となったほか、農畜産施設整備に係る補助事業の完了などに伴い、県支出金で大幅な減少となる一方、新たに創設されるデジタル田園都市国家構想交付金による国庫支出金の増加や普通建設事業費の増加などに伴い、町債が増加となったことにより、依存財源全体で15億8,149万円、11.7%の増加となります。

また、町税や地方交付税といった使途を制限されない一般財源については、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税の減少見込みに伴い、財政調整基金の繰入れを行うことにより対応することとしており、総額では97億2,988万円となり、前年度より9,141万円増加しております。

また、特定財源については、補助事業の完了などに伴い、県支出金が減少した一方、普通建設事業費の増により国庫支出金や町債が増加となったため、総額でも18億4,459万円の増加となります。

以上、歳入・歳出予算における性質別の概要です。

引き続き、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明します。

なお、本年度の主要事業については、お配りしている別冊予算説明資料の14ページ以降にも記載しておりますが、このうち特に本年度の重点施策についてご説明します。

まず、2款総務費ですが、まちづくりの分野では、冒頭で申し上げたとおり、第2次四万十町総合振興計画後期基本計画に基づき、令和6年度までを基本計画期間とする第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に各種事業を推進します。

また、国のデジタル田園都市国家構想に合わせて、本町においてもデジタルトランスフ

ォーメーションに取り組み、マイナンバーカードの利活用も含めた住民サービスの向上を目指します。

次に、広報広聴の分野では、町民の方々に町の課題や施策などをより周知する環境整備として、またインターネットを快適に利用できるようケーブルネットワーク機器の更新を含めた再構築を行うとともに、SNSなどの活用により、まちの情報を積極的に発信していくことで、交流人口の拡大やふるさと納税のPRなどにつながるよう、引き続き取組を進めます。

次に、地域振興の分野では、引き続き移住定住の促進や中山間地域対策、生活交通網の整備、人材育成などに取り組み、住民との協働のまちづくりを目指してまいります。

具体的には、移住定住施策においては、これまで取り組んできました若者定住促進、家族支え合いなどの住宅への支援に加えまして、移住定住人口の拡大につながる新たな事業として子育て世帯住宅取得支援事業や子育て世帯用の中間管理住宅の整備など、子育て支援策の拡充に取り組みます。

また、中山間地域対策においては、集落の活動拠点となる基幹集落センター等の整備に取り組むとともに、人口減少や高齢化の影響により集落機能が低下している現状を踏まえ、特に小集落の活性化に取り組みます。

最後に、文化的施設整備事業費では、昨年12月定例会において議決いただいた継続費の補正予算に基づき、令和5年度分の年割額として、施設本体の建築工事費や町産材の調達、備品購入費、システムの整備委託料など施設本体の整備に必要な予算を計上し、令和6年度末の完成に向け、準備を進めてまいります。

続いて、3款民生費ですが、社会福祉費では、地域住民の複雑化及び複合化した支援ニーズに対応するため、各種支援会議・関係機関と一体となり、包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業に取り組みます。

高齢者福祉では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者福祉計画に基づく配食サービス等のほか、新たに補聴器購入補助事業等の福祉サービスに取り組みます。

障害福祉では、令和6年度から障がい者福祉の指針となる第4期障害者計画等の策定に取り組み、児童福祉では、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく各種事業を進めるとともに、本年度においては、出産祝金の支給額等を見直したほか、児童医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大するなど、子育て環境のさらなる充実を図ります。

続いて、衛生費です。

保健衛生では、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種については、全町民を対象とした接種に対応できる体制を確保し、医療機関と連携しながら進めてまいります。

また、令和4年度事業に引き続き、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援や経済的支援を実施するため、出産・子育て応援金支給事業に係る経費を計上し、取り組みます。

次に、環境衛生では、第2次環境基本計画に基づき環境保全対策、循環型社会の推進を図るとともに、地球温暖化の防止及び災害時のエネルギー確保が可能な再生可能エネルギーの導入促進を図るため、太陽光発電設備等設置事業を実施し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

続いて、6款農林水産業費ですが、農業分野では、地域の共通課題である農地維持や新規就農者など担い手の確保・育成、経営安定のための生産体制整備への支援を行うとともに、新規有望品目の生産・拡大を目指した支援を重点的に進めます。

次に、林業分野では、引き続き森林環境譲与税を活用した事業を幅広く展開するとともに、町産材利用促進条例の一部改正により、居住用住宅支援に加え、一般住民が利用する店舗・事務所の建築にも支援を拡大した事業展開を図るとともに、本町に誕生する新生児への木製玩具等を贈呈する四万十の木ふれあい木育推進事業など、川中・川下対策として、さらなる地域産材の利用促進のため、林業・木材産業の一体的な振興を図ります。

次に、水産業分野では、雇用型漁業における地域就業者の確保支援を継続的に行うとともに、新たに水産資源の育成確保を図る観点から、投石漁礁設置事業を実施することとしており、これらの農林水産施策を通じて、本町の強みである一次産業の成長産業化を進めます。

続いて、7款商工費です。

商工振興では、コワーキングスペースの運営費用を計上しているほか、商工業振興助成事業などにより商工業事業者の継続した支援に取り組みます。

また、窪川地域の中心市街地の活性化に向け、商店街等振興計画推進事業費補助金を計上したほか、地産外商推進事業では、引き続き地産外商推進計画に基づき、事業者の販路開拓につながる支援とともに、事業者の育成に取り組み、本町の地産外商を推進します。

また、ネット利活用特産品情報発信・販売事業については、ネット販売推進協議会を再開し、販路の拡大に努めます。

次に、観光振興では、花とみどりのまちづくり推進事業としてプランター配置等の費用を計上したほか、道の駅めぐり窪川の後背地に計画しております観光交流拠点施設について、令和6年度の整備に向けて設計費用、用地購入費等を計上しております。

また、オートキャンプ場ウェル花夢ではグランピング施設の整備、三島キャンプ場については老朽化したトイレの改修や、テントサイトの整備等を予定しております。

そのほか、各種施設の観光客受入環境の整備を図り、交流人口の拡大に努めるとともに、町内の周遊促進の取組を進めます。

続いて、8款土木費です。

道路橋梁費では、国の交付金事業を活用して道路改良を進めるとともに、トンネル及び橋梁の長寿命化修繕事業、町道維持修繕など、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備と安全確保に努めます。

また、国による一般国道56号線窪川佐賀道の整備に合わせて、高速道路に係る周辺整備に引き続き取り組みます。

住宅費では、大井川地区の八木第2団地や北琴平第2団地のほか、米奥地区に子育て支援住宅を整備するなど、住宅施策による子育て支援に取り組みます。

続いて、9款消防費です。

消防・防災体制の充実を図るため、消防署及び消防団の活動や施設に係る経費のほか、消防車両の更新を予定しております。

また、河川カメラや無線中継局など災害に備えた各種設備の機能の維持・強化に取り組むとともに、引き続き住宅の耐震化、ブロック塀対策、老朽住宅の除去について支援します。

続いて、10款教育費です。

四万十町教育振興基本計画に基づき、たくましく人間性豊かな人づくりを目指し、生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる様々な学習の場づくりに努めます。

学校教育では、町立小中学校の児童・生徒の給食費無償化や副教材の購入支援など新たな施策に取り組み、保護者負担の軽減を図るとともに子育て支援を推進します。

また、四万十町学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な施設の改修や空調・トイレ等設備の環境改善に取り組み、児童・生徒の安全確保に努めます。

生涯学習では、社会体育施設の維持管理に努めるとともに、20周年記念誌制作に向けて

の検討と、図書館十和分館の整備に関する検討を始めます。

最後に、12款公債費ですが、令和3年度に起債した緊急防災・減災事業債の償還開始などにより、前年度より8,709万円の増額となります。

以上、歳入・歳出予算の主な内容として、前年度実績見込み等を勘案した上で、現段階で見込める限りの検討を加え、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところです。

続いて、債務負担行為ですが、令和3年度から開始した奨学金等返還支援補助金については、支援期間を5年としているため、令和5年度の申請受付分について、令和6年度から9年度までの期間を設定するものです。

次に、合併20周年記念誌制作事業及び十和村史続編編さん事業については、令和5年度から8年度の4か年にわたって取り組むこととしているため、同様に設定するものです。

以上3件、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第2表に記載のとおり定めるものです。

次に、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について、第3表に記載のとおり定めるものです。

これまでの好循環の兆しを途切れさせることなく、職員一丸となって取り組みますので、引き続き町政に対するご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、一般会計予算案の提案理由の説明とします。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第28、議案第24号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第29、議案第25号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予

算、日程第30、議案第26号令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第31、議案第27号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第24号から議案第27号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第24号から議案第27号までの各特別会計予算について、提案理由をご説明します。

まず、議案第24号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算についてです。

令和5年度の予算編成に当たって、基本となる国保被保険者数を4,340人と見込み、これによる予算総額を歳入歳出それぞれ22億8,110万円と定め、事業の健全運営と町民の皆様の健康保持と増進を図るものです。

なお、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりです。

予算の主な内容として、歳出については、2款の保険給付費において、過去の医療費の動向を踏まえた推計を行い、16億231万8,000円を計上しております。

また、3款の国民健康保険事業費納付金に5億4,307万8,000円、5款の保健事業費に2,390万4,000円、8款の諸支出金に大正・十和両診療所への繰出金など3,817万4,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款の国民健康保険税で3億6,223万3,000円を見込んだほか、3款の県支出金で16億6,657万2,000円を計上しております。また、5款の繰入金では、一般会計繰入金や基金繰入金など2億3,848万円を計上しております。

なお、この令和5年度予算については、四万十町国民健康保険運営協議会から、適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第25号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,460万円と定めようとするもので、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

予算の主な内容として、歳出については、総務費で人件費や各種業務委託料など3億2,462万6,000円、医業費で医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料など5,051万2,000円、給食費で賄材料費など482万4,000円、公債費で3,263万8,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、診療収入で1億7,990万1,000円を見込むとともに、国の国保特別調整交付金として運営費分3,200万円を国保会計を通じて繰り入れることとし、不足する財源については、一般会計からの繰入金1億6,446万8,000円で対応することとしております。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額について第3条に記載のとおり定めようとするものです。

続いて、議案第26号令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億420万円と定めようとするもので、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

予算の主な内容として、歳出については、総務費で人件費や各種業務委託料のほか、いただいたご寄附を活用し、施設改修等を行う費用など7,937万4,000円を計上しております。また、医業費で備品購入費として全自動血球計数器・臨床化学分析装置264万円を計上したほか、医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料など、合わせて2,007万1,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入については、診療収入6,649万円を見込むとともに、県支出金で132万円、国の国保特別調整交付金として運営費分400万円を国保会計から繰り入れることとし、不足する財源については、一般会計からの繰入金2,495万7,000円で対応することとしております。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額について第3条に記載のとおり定めようとするものです。

最後に、議案第27号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ860万円と定めようとするもので、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

予算の主な内容として、歳出については、総務費で職員給与費及び運営経費など846万5,000円、医業費で医薬材料費として3万5,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、診療収入で8万5,000円、県支出金で59万3,000円、

一般会計からの繰入金で792万1,000円をそれぞれ計上しております。

以上4件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第27号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第27号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第32、議案第28号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第33、議案第29号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第28号及び議案第29号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第28号及び議案第29号の各特別会計予算案について、提案理由をご説明します。

まず、議案第28号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

本事業は、高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村は、被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証の発行や給付申請受付などの窓口事務に加え、増大する医療費削減の一環として行っている保健事業を主な業務としております。

本町における新年度の予算編成に当たっては、被保険者数を4,102人と見込み、予算総額を3億4,900万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図るものです。

なお、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

また、一時借入金の最高額についても、第2条に記載のとおり定めるものです。

続いて、議案第29号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計予算についてです。

第8期介護保険事業計画期間の最終年度となります令和5年度の予算編成に当たりましては、令和3年度事業実績及び令和4年度の決算見込額を基に、現時点で想定される所要

額を計上しております。

予算の主な内容として、歳出については、2款保険給付費で介護給付費の動向などを踏まえて推計を行い24億6,610万7,000円を見込んだほか、5款地域支援事業費1億6,931万7,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款の保険料で4億1,464万8,000円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなり、予算総額は27億700万円となります。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用についても、第2条及び第3条に記載のとおり、それぞれ定めようとするものです。

以上2件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号及び議案第29号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号及び議案第29号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第34、議案第30号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第35、議案第31号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算、以上、議案第30号及び議案第31号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第30号及び議案第31号の各特別会計予算について、提案理由をご説明します。

まず、議案第30号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ3億6,420万円と定めようとするもので、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

予算の主な内容として、歳出については、1 款総務費で施設管理費888万1,000円、2 款サービス事業費で職員人件費や介護サービスに係る賄材料費など合わせて3 億5,426万3,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1 款のサービス収入で前年度の実績等を勘案し2 億8,188万8,000円を見込んだほか、不足する財源については基金からの繰入金1,316万6,000円及び一般会計からの繰入金6,901万1,000円に対応することとしております。

また、一時借入金の最高額について、第2 条に記載のとおり定めようとするものです。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午後2 時01分 休憩

午後2 時01分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（中尾博憲君） 続いて、議案第31号令和5 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ2 億6,800万円と定めようとするもので、款項ごとの予算額については、第1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

予算の主な内容として、歳出については、1 款総務費で施設管理費836万9,000円、2 款サービス事業費で職員人件費や介護サービスに係る賄材料費など2 億5,861万6,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1 款のサービス収入で前年度の実績等を勘案し1 億9,840万3,000円を見込んだほか、不足する財源については一般会計からの繰入金6,954万1,000円で対応することとしております。  
P.60訂正あり

また、一時借入金の最高額について、第2 表に記載のとおり定めようとするものです。

以上2 件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号及び議案第31号の2 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号及び議案第31号

の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第36、議案第32号令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第37、議案第33号令和5年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第38、議案第34号令和5年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第32号から議案第34号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） まず、説明の前に、議案第31号で私から誤った報告をしたようです。一般会計の繰入金で6,954万円と言ったようですが、正確には6,951万2,000円の誤りですので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議案第32号及び議案第33号の各特別会計予算並びに議案第34号の水道事業会計予算について、提案理由をご説明します。

まず、議案第32号令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算についてです。

令和5年度の業務としては、宮内、江師及び大正森ヶ内地区、3施設の加入戸数123戸に対し年間約4万2,000m³余りの汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ3,300万円と定めようとするものです。

予算の主な内容として、歳出については、総務管理費で、令和6年度に公営企業会計に移行するための固定資産台帳の整備等に係る費用として地方公営企業法適用支援委託料549万4,000円、施設等維持管理費で977万1,000円、公債費で1,756万1,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、事業収入及び繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めようとするものです。

続いて、議案第33号令和5年度四万十町下水道事業特別会計予算についてです。

令和5年度の業務としては、田野々処理区の処理対象人口880人余りに対し年間約9万5,000m³の汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ5,930万円と定めよう

とするものです。

予算の主な内容として、歳出については、総務管理費で、令和6年度に公営企業会計に移行するための固定資産台帳の整備等に係る費用として地方公営企業法適用支援委託料1,020万4,000円、施設の維持管理費で1,974万8,000円、公債費で2,863万1,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、事業収入及び繰入金などそれぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第2表に記載のとおり定めようとするものです。

最後に、議案第34号令和5年度四万十町水道事業会計予算についてです。

令和5年度の業務予定量として、給水人口1万5,780人、給水戸数を8,380戸と想定し、年間約258万 m^3 を給水する予定であり、第3条収益的収入及び支出において、給水収益など5億9,731万5,000円の事業収益を見込むとともに、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費、減価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用で合わせて5億7,750万1,000円を計上しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、出資金などで1億5,556万円の収入を見込むとともに、支出では建設改良費で7,954万9,000円、企業債償還金で3億2,554万6,000円をそれぞれ支出見込額として計上しており、支出に対する不足額2億4,953万5,000円については過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第9条については、企業債、予定の支出各項経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び、他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めようとするものです。

以上3件の予算案について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第34号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第34号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第39、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時10分 散会